

お知らせ

国民健康保険への加入脱退の届け出を忘れずに!

問 住民課(役場1階)
☎823-9206 FAX.823-9627

●次のような場合、国民健康保険加入の届け出が必要です。

- ①ほかの市町村から転入したとき
- ②職場の健康保険の適用を受けなくなったとき
- ③職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき

注意点

- ・保険税は、国民健康保険の資格を取得した日から発生します。届け出をしたときからではありません。
- ・国民健康保険に加入していないと、医療費の窓口負担金が一時的に「全額自己負担」となります。

●次のような場合、国民健康保険脱退の届け出が必要です。

- ①ほかの市町村に転出するとき
- ②職場の健康保険の適用を受けるようになったとき
- ③職場の健康保険などの被扶養者になったとき

注意点

- ・脱退ができていないと、保険税を正しく計算することができないため、本来納付する必要のない保険税を支払ってしまうことがあります。
- ・国民健康保険資格を失っているのに保険証を使用した場合、国民健康保険が負担した医療費を返金する手続きが必要な場合があります。



お知らせ

児童扶養手当を受給されている人へ～現況届の提出をお忘れなく～

問 こども課(役場1階)
☎823-9227 FAX.823-9627

ひとり親家庭などが対象の「児童扶養手当」を現在受給している人は、8月に現況届を提出する必要があります。この届は、受給資格の要件を確認するための大切な手続きです。該当者には7月末に書類を送付していますので、8月中に手続きをしてください。

お知らせ

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施について

問 社会福祉課(役場1階)
☎823-9207 FAX.823-9627

広島法務局および広島県人権擁護委員連合会では、いじめや児童虐待、インターネットによるプライバシー侵害などの被害にあっている子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、問題の解決を支援するため、専用電話「子どもの人権110番」を開設しています。

8月26日(土)～9月1日(金)を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、相談時間を延長して電話相談を受け付けます。

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

相談受け付け時間 8時30分～19時
(土・日曜日は10時～17時)



お知らせ

家計調査にご協力を

問 広島県総務局統計課
☎513-2534

家計調査は、総務省が実施している統計調査で、無作為に抽出された全国約9千世帯を対象に毎月の家計の収入・支出、貯蓄・負債などを6カ月間(単身世帯は3カ月間)調査します。調査の結果は国や地方公共団体において各種経済施策の基礎資料などとして活用されるほか、民間企業などでも広く利用されています。

今回は東一丁目一部の地域が調査対象になります。8月から家計調査の調査員が名簿作成のため、調査地域の世帯を訪問します。調査へのご理解、ご協力をお願いします。



お知らせ

戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者募集について

問 日本遺族会
☎03-3261-5521

この事業は、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などが戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的として日本遺族会が実施します。

- 参加費用 10万円
- 付添希望者 要相談
- 申し込み 広島県遺族会(☎247-1216)へ連絡してください。
- 日程 くわしくは、日本遺族会ホームページ(<http://www.nippon-izokukai.jp>)を確認してください。



お知らせ

下水道事業受益者負担金

問 上下水道課(役場2階)
☎823-9214 FAX.823-9839

8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です。

●今年度に賦課対象区域になった人

分割で納める方法と、一括で納める方法があります。一括で納める場合は、報奨金が交付されます。7月下旬に分割用の納付書と、報奨金を差し引いた一括用の納付書を送付しました。いずれかを選んで、納付期限(8月31日(木))までに納付してください。

●昨年度以前に賦課対象区域になった人

分割納付用の納付書を7月下旬に送付しましたので、納付期限(8月31日(木))までに納付してください。

●受益者・住所などの変更

売買などの理由により受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。
提出のない場合は、引き続き負担することになります。
住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。

お知らせ

ふるさと館2階展示室のリニューアルについて

問 ふるさと館
☎823-8396 FAX.823-8467

ふるさと館2階展示室をリニューアルするため、8月上旬から10月中旬まで2階展示室を見学することができません。

リニューアル後は、町民栄誉賞受賞の三村 敏之さんおよび大下 剛史さんの展示を行います。

お知らせ

栽培が禁止されているけしが海田町内で見つかりました

問 町民生活課(役場2階)
☎823-9219 FAX.823-7927



▲栽培が禁止されているけし(ソムニフェルム種)

特徴

一重咲きの花は花びらが4枚で色は赤、桃、紫、白などがあります。多数の花びらがついた八重咲きの花もあります。八重咲きの花は、「ボタンゲシ」または「ペオニ(フラワード)ポピー」の名で園芸用に出回ることがありますので、注意が必要です。

自身が管理(所有)している土地に自生している場合

直ちに除去をして適切に処分(袋などで包み燃えるゴミ扱い)してください。また、処分を行ったら、西部保健所広島支所衛生環境課(☎513-5533)に連絡し、処分した本数を必ず報告してください。

他人の私有地に自生している場合

西部保健所広島支所衛生環境課(☎513-5533)に連絡し、具体的な場所や本数などを伝えてください。

町有地(道路、公園など)に自生している場合

海田町内の道路または公園などに栽培が禁止されているけしをみつけたら町民生活課(☎823-9219)に連絡し、具体的な場所や本数などを伝えてください。

お知らせ

海田東公民館 証明書発行コーナー開設中

問 住民課(役場1階)
☎823-9205 FAX.823-9627

- 開設日時 毎週月～金曜日(祝日を除く)
8時30分～17時15分
開館は9時からです。(証明書発行のみ8時30分から行っています)
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書、印鑑証明書、税の証明書の発行